

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

採用の状況（平成19年4月2日～平成20年4月1日）

区分	合計		競争試験		選考		再任用	
		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日
一般事務	5人	5人	3人	3人	2人	2人		
医師	4人	2人			4人	2人		
診療放射線技師	1人	0人	1人	0人				
臨床検査技師	1人	1人	1人	1人				
保健師	1人	1人	1人	1人				
看護師	1人	1人	1人	1人				
合計	13人	10人	7人	6人	6人	4人	0人	0人

退職等の状況（19年度）

区分	合計	定年		勸奨		普通	その他				
			勤務延長後		定年前希望		分限	懲戒	失職	死亡	再任用後離職
一般事務	13人	6人		3人		3人				1人	
保育士	2人			2人							
給食調理員	2人	2人									
医師	6人	1人				5人					
看護師	2人					2人					
合計	25人	9人	0人	5人	0人	10人	0人	0人	0人	1人	0人

(2) 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	5人	4人	1人	事務の統廃合縮小（1）
	総務	84人	77人	7人	事務の統廃合縮小（8）、事務の民間等委託（1）、業務増（1）、その他の増（1）
	税務	22人	22人	0人	
	民生	78人	78人	0人	その他の減（1）、欠員補充（1）
	衛生	27人	27人	0人	
	農林水産	33人	31人	2人	事務の統廃合縮小（2）
	商工	7人	6人	1人	事務の統廃合縮小（1）
	土木	17人	19人	2人	業務増（1）、その他の増（1）
	計	273人	264人	9人	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.65人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 76.62人）
教育部門	94人	89人	5人	事務の統廃合縮小（4）、事務の民間等委託（2）、業務増（1）	
小計	367人	353人	14人	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.75人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 100.98人）	

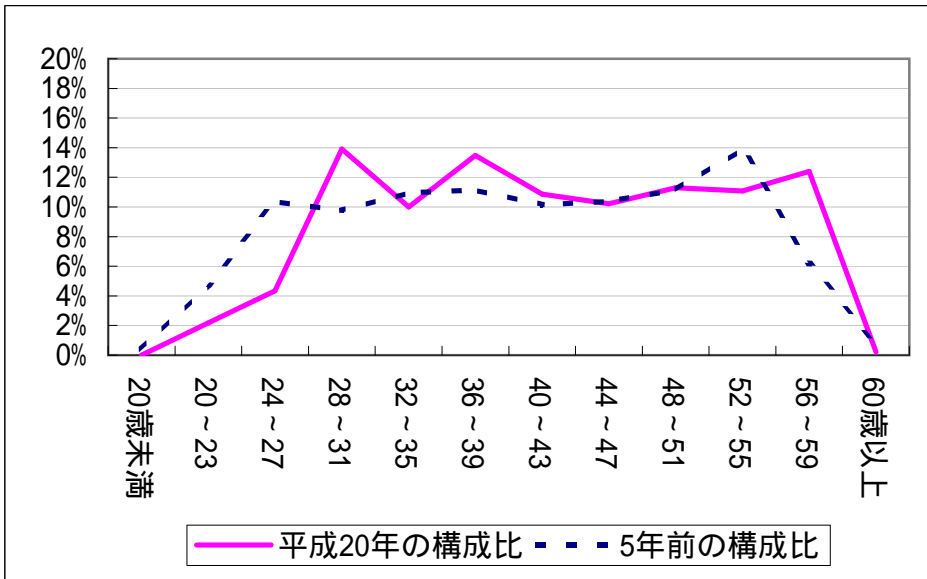
（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
公営企業等 会計部門	病院	72人	71人	1人	欠員不補充(3)、法令等の制定改正(1)、業務増(1)
	水道	6人	6人	0人	
	下水道	13人	14人	1人	業務増(1)
	その他	14人	16人	2人	法令等の制定改正(1)、その他の増(1)
	小計	105人	107人	2人	
合計		472人 [477人]	460人 [477人]	12人 [0人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.71人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数(教育長を含む。)です。
 2 合計欄の[]内は、条例定数の合計です。
 3 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業に係るものです。
 4 主な増減理由欄の「類似団体の人口1万人当たりの職員数」は、参考値として平成19年のものを記載しています。

年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



区分	職員数
20歳未満	0人
20歳～23歳	10人
24歳～27歳	20人
28歳～31歳	64人
32歳～35歳	46人
36歳～39歳	62人
40歳～43歳	50人
44歳～47歳	47人
48歳～51歳	52人
52歳～55歳	51人
56歳～59歳	57人
60歳以上	1人
計	460人

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	290人	280人	273人	264人				258人
	増減		10人	7人	9人			26人 (81.3%)	32人
教育	職員数	95人	98人	94人	89人				93人
	増減		3人	4人	5人			6人 (300.0%)	2人
公営企業等 会計	職員数	101人	100人	105人	107人				92人
	増減		1人	5人	2人			6人 (66.7%)	9人
計	職員数	486人	478人	472人	460人				443人
	増減		8人	6人	12人			26人 (60.5%)	43人

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

- (注) 1 計画期間は、17年から22年の5年間です。
 2 平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標は443人で純減数は43人(純減率8.8%)です。
 小城市行政改革大綱(H18.2策定)に基づき5年後の一般職員の目標数を10%減としています。これを受け、小城市定員適正化計画(H18.1策定)において、職員数(市民病院に勤務する職員(一般事務及び給食調理員を除く。))を除く。)を43人削減(H17.4.1現在424人)し、381人(H22.4.1時点10.1%減)以内とするものとしています。
 3 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 4 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示すものです。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

人件費の状況(普通会計決算見込み)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	46,602人	15,843,092千円	482,957千円	3,612,404千円	22.8%	22.5%

(注) 人件費には、特別職(市長、市議会議員及び区長ほか)に支給される給料、報酬等を含みます。

職員給与費の状況(普通会計決算見込み)

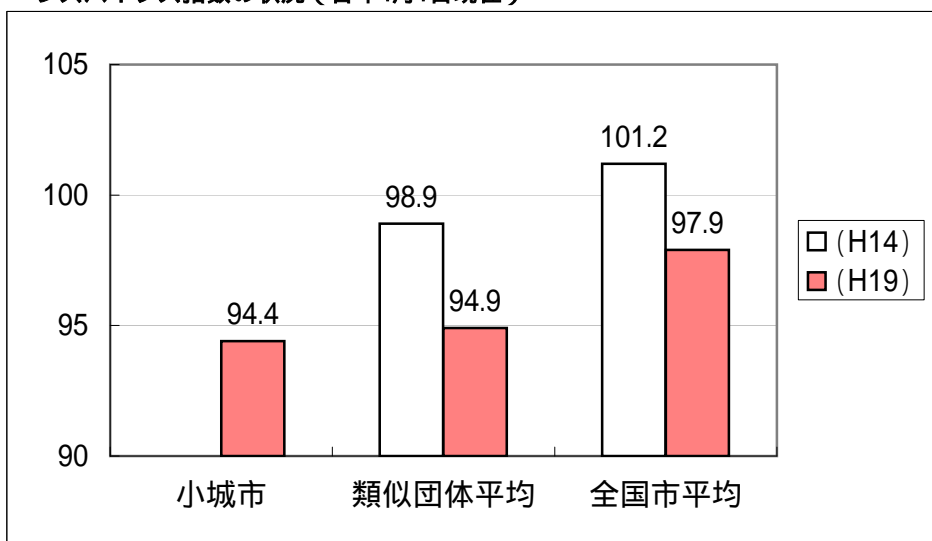
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	366人	1,413,470千円	195,417千円	569,335千円	2,178,222千円	5,951千円	6,026千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。
 3 (参考)類似団体平均一人当たり給与費は、参考値として18年度のものを記載しています。

特記事項

- ア 小城市は、平成17年3月1日に旧小城郡4町(小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町)が合併して発足した団体です。
 イ 小城市の類似団体類型区分(平成19年4月1日現在)は、一般市(I-1)で構成団体数は132団体です。

ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 市町村合併により、小城市に係る平成14年の指数はありません。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市	42.4歳	324,232円	371,009円	346,848円
(参考)				
平成19年	佐賀県	43.6歳	354,390円	421,797円
	国	40.7歳	325,724円	383,541円
	類似団体	43.2歳	331,766円	384,098円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市	45.2歳	294,321円	310,750円	303,495円
(参考)				
平成19年	佐賀県	48.3歳	339,068円	380,760円
	国	48.8歳	287,094円	320,514円
	類似団体	47.5歳	303,078円	327,575円

ウ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小城市	45.7歳	347,466円	368,578円
(参考)			
平成19年	佐賀県	43.2歳	436,098円
	類似団体	43.8歳	351,394円

エ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市	48.0歳	357,300円	389,533円	358,827円
(参考)				
平成19年	佐賀県			
	国	40.4歳	330,909円	373,259円
	類似団体	44.0歳	326,148円	348,826円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 小城市の「ウ 小・中学校（幼稚園）教育職」に係る職種は幼稚園教諭、「エ 福祉職」は保育士です。

職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分		小城市	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	
	中学卒	125,400円	
福祉職	短大卒	149,800円	

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,943円	288,733円	353,317円
	高校卒	212,483円	264,550円	297,357円
技能労務職	高校卒		252,060円	268,550円
	中学卒			
福祉職	短大卒	214,300円	268,000円	308,317円

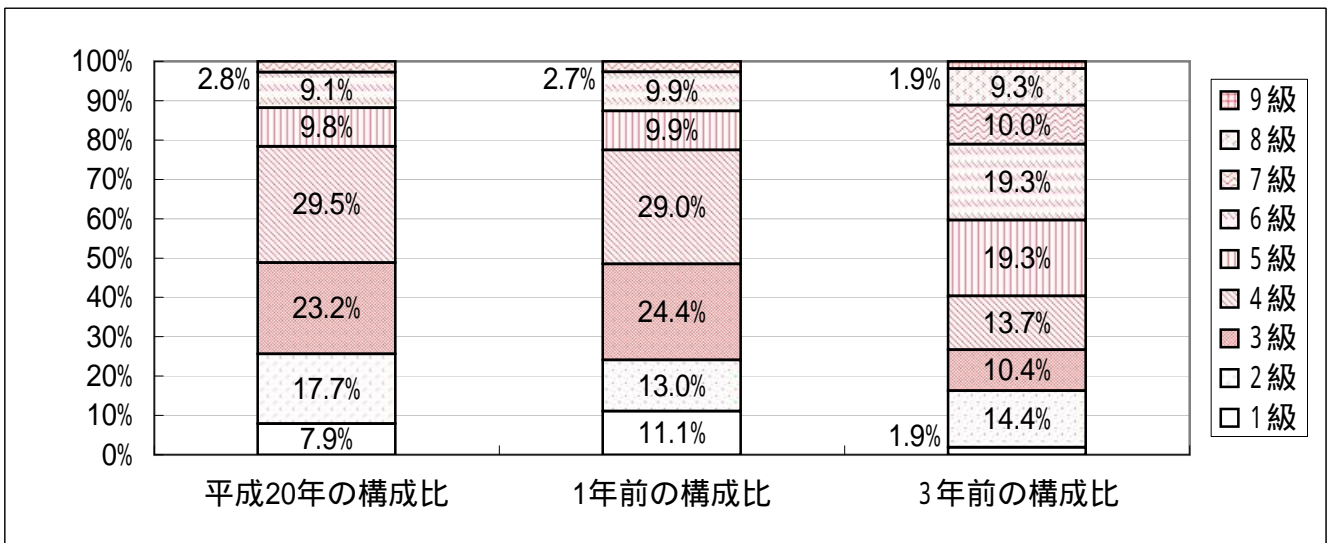
（注） 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主査	副課長 係長 主査	課長 副課長 主幹	課長 参事	部長
職員数	20人	45人	59人	75人	25人	23人	7人
構成比	7.9%	17.7%	23.2%	29.5%	9.8%	9.1%	2.8%

（注） 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



（注） 平成18年に9級制から7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

昇給への勤務成績の反映状況

未実施（標準4号昇給）

(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

区分	小城市	国
1人当たり平均支給額（19年度）	1,544千円	
19年度支給割合	期末手当	3.00月分（1.60月分）
	勤勉手当	1.50月分（0.75月分）
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）	役職加算 5～15%	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

未実施（標準150/100支給）

退職手当（平成20年4月1日現在）

区分		小城市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同じ	同じ
	勤続25年	33.50月分	41.34月分		
	勤続35年	47.50月分	59.28月分		
	最高限度額	59.28月分	59.28月分		
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20％加算）		同じ	
退職時特別昇給		なし		同じ	
1人当たり平均支給額		5,746千円	24,505千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当 制度なし

特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績 （19年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額 （19年度決算見込み）	職員全体に占める手当支給職員の割合 （19年度）	手当の種類 （手当数）
50,912千円	547,437円	20.0%	16

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事した税務課又は 収納対策課の職員	市税の賦課徴収及び保険税の徴収の事務に従事 したとき	月額2,000円（税務課） 月額5,000円（収納対策課）
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき	日額300円
社会福祉業務手当	従事した社会福祉主 事、査察指導員	福祉事務所保護係で、福祉に関する業務に従事 したとき	月額5,000円
野犬等の捕獲・処理 手当	従事した職員	犬、猫等の捕獲及び死体の処理に従事したとき	日額1,000円
行路病人・死亡人取 扱手当	従事した職員	行路病人又は行路死亡人の取り扱いに従事した とき	日額1,000円（病人） 日額3,000円（死亡人）
保健指導業務手当	従事した保健師	結核患者又は精神障害者の家庭を訪問し、指導 の業務に従事したとき	日額230円
用地交渉業務手当	従事した職員	公共事業に伴う土地、建物等の取得の交渉業務 に従事したとき	日額200円
研究手当	医師	医療業務に関する研究を行ったとき	月額300,000円
臨床手当	医師	医療業務に従事したとき	給料月額×70/100以内
手術手当	従事した医師	手術業務に従事したとき	1回15,000円以内
分娩手当	従事した医師	分娩介助業務に従事したとき	1回15,000円
放射線取扱手当	診療放射線技師	診療放射線の業務に従事するとき	月額10,000円
臨床検査手当	臨床検査技師	臨床検査業務に従事するとき	月額10,000円
麻薬取扱手当	薬剤師	調剤等の業務に従事するとき	月額10,000円
訪問リハビリ手当	理学療法士	訪問リハビリに従事するとき	月額5,000円
夜間看護手当	従事した看護師、助 産師	深夜の看護業務に従事したとき	1回2,000円

時間外勤務手当

区分	19年度決算（見込み）	18年度決算
支給実績	103,717千円	86,413千円
職員1人当たり平均支給年額	223千円	183千円

その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	19年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人につき 配偶者がいない場合 そのうち1人 11,000円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算	同じ		47,938千円	236,147円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員） 自宅居住職員 2,500円 （新築・購入から5年間に限る）	同じ		24,170千円	221,743円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～24,500円/月）	同じ		15,554千円	45,214円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級職員 給料月額×15/100 課長級職員 給料月額×10/100		(国)俸給の特別調整額 支給額31,700円～139,300円	25,227千円	600,649円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給（6時間を超える勤務は5割増） 部長級職員 7,000円 課長級職員 6,000円	同じ		284千円	14,175円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		2,550千円	21,248円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		4,077千円	123,558円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 庁舎、設備の保全等 4,200円 看護師の宿日直 5,900円 医師の宿日直 20,000円	同じ		13,455千円	52,764円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区分	給料月額等		区分	19年度支給割合（加算措置の状況）
		（参考）類似団体における最高/最低額		
給料	市長	792,000円（925,000円）	期末手当	3.35月分（15%）
	副市長	632,000円（740,000円）		
報酬	議長	459,000円（474,000円）	3.35月分（15%）	
	副議長	400,000円（413,000円）		
	議員	374,000円（386,000円）		

（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

区分		算定方式	支給割合	1期の手当額	支給時期
退職手当	市長	給料月額×在職年数×支給割合	500/100	18,500千円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×支給割合	294/100	8,702千円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 「(参考)類似団体における最高/最低額」は、参考値として平成19年のものを記載しています。

(6) 公営企業職員等の状況(水道事業)

職員給与費の状況(決算見込み)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占める職員給与費比率
19年度	261,379千円	10,029千円	46,467千円	17.8%	16.0%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	6人	25,810千円	2,992千円	10,511千円	39,313千円	6,552千円	6,281千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数です。
 3 「(参考)団体平均一人当たり給与費」に係るものは、参考値として18年度のものを記載しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	46.4歳	363,900円	540,069円
団体平均	45.3歳	375,666円	572,943円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 団体平均に係るものは、参考値として平成19年のものを記載しています。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分		小城市	小城市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(19年度)		1,752千円	1,598千円	1,785千円
19年度支給割合	期末手当	3.00月分(1.60月分)	同じ	
	勤勉手当	1.50月分(0.75月分)	同じ	
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)		役職加算 5~10%	役職加算 5~15%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 団体平均に係るものは、参考値として18年度のものを記載しています。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

区分	小城市		小城市（一般行政職）		団体平均
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同じ	同じ
	勤続25年	33.50月分	41.34月分		
	勤続35年	47.50月分	59.28月分		
	最高限度額	59.28月分	59.28月分		
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ	
退職時特別昇給		なし		同じ	
1人当たり平均支給額				25,903千円	16,217千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。なお、団体平均に係るものは、参考値として18年度のものを記載しています。

2 水道事業に係る19年度の退職者はいません。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績 （19年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額 （19年度決算見込み）	職員全体に占める手当支給職員の割合 （19年度）	手当の種類 （手当数）
0千円	0円	0%	1

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道検診手当	従事した水道課職員	水道使用量メーターの検針業務に従事したとき	1件5円（1件7日から50件を控除）

オ 時間外勤務手当

区分	19年度決算（見込み）	18年度決算
支給実績	1,120千円	918千円
職員1人当たり平均支給年額	187千円	153千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	19年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,500円 配偶者がいない場合 そのうち1人 11,000円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算	同じ		902千円	225,375円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員） 自宅居住職員 2,500円 （新築・購入から5年間に限る）	同じ		318千円	159,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～24,500円/月）	同じ		36千円	18,150円

（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	19年度決算(見込み)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 給料月額×10/100	同じ		(略)	(略)
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給(6時間を超える勤務は5割増) 課長級職員 6,000円	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 浄水場の管理・保全等 5,400円又は6,400円	異なる	額の相異	86千円	21,500円

(注) 個人情報保護の観点から一部省略しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(平成20年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	日曜日及び土曜日

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

(2) その他の勤務条件の状況

休暇の概要(平成20年4月1日現在)

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定によって与えられる休暇 最高 20日/年 付与(繰越有り 最高 40日/年)	有給
病欠休暇	医師の証明等に基づいて、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 私傷病の場合 90日以内 結核性疾患の場合 1年6月以内 高血圧症等の場合 180日以内	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇 特に承認を与える期間	有給
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または高齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごと 必要と認められる期間(6月以内)	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇 20日/年 以内	無給

一般職員の年次有給休暇の取得状況(暦年:平成19年1月1日~平成19年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A	B	C	B/C	B/A
8,757日	2,034.3日	227人	9.0日/人	23.2%

(注) 全対象職員数とは、平成19年1月1日から平成19年12月31日の全期間を在籍した一般職員(非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で交代制勤務の職員を除く。)に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

育児休業等の利用状況（19年度）

区分	育児休業取得者数		部分休業取得者数		新たに取得可能となった対象職員数	新規取得者の平均承認期間	
		うち新規		うち新規		育児休業	部分休業
男性職員					10人		
女性職員	19人	9人			9人	1年3月	
計	19人	9人	0人	0人	19人	1年3月	

（注） 育児（部分）休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続いている職員数を含みます。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（19年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合					0人
心身の故障の場合			3人		3人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人
合計	0人	0人	3人	0人	3人

(2) 懲戒処分の状況（19年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		1人			1人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		1人			1人
合計	0人	2人	0人	0人	2人

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司のサービス上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

- （条例に定める事由）
- ・研修を受ける場合
 - ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - ・任命権者が定める場合

(3) 営利企業等従事許可の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成の概要

小城市では、市職員の育成に関する基本的な方針を示した人材育成基本方針を定め、次に掲げる基本理念のもと、全庁的に人材育成に取り組むこととしています。

(人材育成の基本理念)

小城市の人材育成にあたっては、市職員が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、「小城市の新しいまちづくりへの意欲と能力を持ち、市民から信頼される職員」になることを目標に取り組みます。

このことは、職員一人ひとりが組織の「人材」としてチカラを発揮するとともに、市民にとっての「人財」と認められる職員に進化することを目指すものです。

(2) 研修の状況（19年度）

区分	主な研修	受講者数	備考	
職場研修	接遇・ビジネスマナー研修	77人		
共同研修	階層別研修	市町管理者研修、市上級監督者研修、市町監督者研修、新任係長研修	13人	佐賀県市長会
		市町職員第1部研修、市町職員第2部研修、新規採用職員研修	17人	佐賀県町村会
	特別研修	政策課題研修、危機管理研修	6人	佐賀県市長会
		市町財務事務研修、パソコンスキルアップ研修	13人	佐賀県町村会
		市町職員海外研修、市町村アカデミー佐賀県自治会研修	8人	(財)佐賀県市町村振興協会
		広域職員接遇研修	14人	佐賀中部広域連合
	派遣研修	研修所研修	第2部課程（政策法務重点）	1人
議会事務、住民と行政の協働、男女共同参画社会の構築			3人	市町村職員中央研修所
企業会計の手法導入による公会計改革、公共サービス改革法に基づく市場化テストへの対応、住民満足度アップ			4人	全国市町村国際文化研修所
実務研修		市町等職員実務研修	2人	佐賀県

(3) 勤務成績の評定の状況

平成18年度から制度構築に着手し、19年度から役職階層別に順次試行を行うなど制度確立に向けた取り組みを進めています。20年度は、管理職員及び監督職員に係る評価を試行（監督職員は短期間）します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の概要

健康診断の実施状況

疾病の早期発見と健康の保持増進のため、職員の健康診断を年1回定期的実施しています。

区分	対象者数	受診者数	受診率
19年度	475人	444人	93.5%

(注) 対象者数には、職員のほか市長、副市長及び教育長を含みます。

メンタルヘルスへの対応（概要）

職員の不安や悩みを解消し、健康な体及び精神の保持を図り、職員が職務に専念できるよう実施しています。平成17年から「なんでもカウンセリング」と称し、受付を担当する職員（保健師）が予約窓口となっており、臨床心理士が個別に相談に応じています。対象者は、概ね1月以上の長期休職者に係る職場復帰カウンセリング、希望者、指名による者、及び年齢階層該当者です。

セクシュアルハラスメントへの対応（概要）

職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱を制定し、セクハラ相談員及び苦情処理委員会を設置しています。

また、女性職員、セクハラ相談員及び管理職の職員ごとに、講師を招いて研修会を実施しています。

(2) 厚生福利制度の概要

共済制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

本市は佐賀県市町村職員共済組合（公立学校共済組合佐賀県支部に加入する一部の教育委員会職員を除く。）に加入しています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、及び災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職後の生活を保障する退職共済年金、遺族共済年金など主として老後を助ける給付を行う「長期給付事業」、職員とその家族の病気予防などの保健事業、貯金の積立て、住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利増進を図るため職員互助会を設置しています。

互助会は、職員による互助組織であり、職員の掛金により運営され、職員の冠婚葬祭などに際しての給付事業をはじめ、職員親睦に資する事業や体育活動への助成などの福利事業等を行っています。

(3) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって具体的に定められています。

本市は、地方公務員災害補償基金佐賀県支部に加入しています。

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

平成19年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、10件（うち通勤災害0件）です。

(4) 職員の利益の保護の状況

職員は、地方公務員法の定めるところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市が公平委員会の事務を委託している佐賀県人事委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。同様に、職員は懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、不服申立てをすることができます。

平成19年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立て、ともに該当はありません。